

少年部の心得

少年部の規則

審判部の規則

刈谷市軟式野球連盟少年部

目 次

刈谷市軟式野球連盟少年部規約	1
少年部取り決め事項	4
少年部の心得	7
試合要項	8
刈谷市軟式野球連盟少年部審判部会規約	1 1
少年部審判部会親睦会規約	1 4
審判員 10ヶ条	1 5

刈谷市軟式野球連盟少年部規約

(名称)

第一条 この部は、全日本軟式野球連盟の傘下に属し、刈谷市軟式野球連盟少年部（以下「少年部」という）といい『K J B』の略称を用いる。

(目的)

第二条 この少年部は、少年野球の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、学校の行事に支障のない範囲内で、少年の健全な心身の発展を促進するために全日本軟式野球連盟の大会及び理事会で定める大会を行う。

(組織)

第四条 この少年部は、刈谷市軟式野球連盟少年部登録球団で構成する。

(理事及び役員)

第五条 前条の事業の運営を促進するため、少年部に次の理事及び役員を置く。

- 1) 部長 1人
- 2) 顧問 若干名
- 3) 理事長 1人
- 4) 理事 若干名
- 5) 役員 若干名
- 6) 事務局長 1人

2 理事長及び顧問・理事並びに審判部長・副審判部長・審判長の選出は、少年部部長により任命される。

3 理事及び理事長の任期は、特に定めのないものとし、必要のつど改選する。

4 少年部の意向を各球団により正確に理解してもらい、又事業の運営を促進するため、役員会を置く。

5 役員を選出は、各球団より推薦された者で且つ理事会で承認された者とする。

6 役員任期は、特に定めのないものとし、必要のつど改選する。

(理事及び役員職務)

第六条 部長は、この少年部を代表し、部を統括する。

2 顧問は、部長及び理事長の諮問により、助言をする。

3 理事長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、部長の職務を代行する。

4 理事及び役員は、それぞれ各号に掲げる職務を担当する。

- 1) 記録
- 2) 広報
- 3) 進行
- 4) 会場
- 5) 連絡
- 6) 接待
- 7) 救護
- 8) 表彰
- 9) 会計

(少年部会及び理事会及び役員会及び抽選会)

第七条 少年部会は、部長が必要と認めたとき開催する。

- 2 理事会は、部長又は理事長が必要と認めたとき開催し、理事が欠席の場合、協議事項を委任されたものとみなす。
- 3 役員会は、部長又は理事長が必要と認めたとき開催し、役員が欠席の場合、協議事項を委任されたものとみなす。
- 4 抽選会は、第三条の大会を実施するつど開催する。
- 5 少年部の事業の運営に関し必要な事項は、理事会で協議して原案を作成し、監督者会議に報告する。出席者から異論が出された場合は、再度理事会に諮り決定する。

(会計)

第八条 少年部の会計は、登録費、大会参加費その他で運営する。

- 2 会計の運営は、理事の責任において行う。
- 3 会計報告は、年1回の総会にて報告する。
- 4 会計年度期間は、1月1日より12月31日までとする。

(登録)

第九条 各球団は、毎年部長が定めた日までにチーム名並びに監督、コーチ及び選手の名簿を事務局に登録しなければならない。

- 2 前項の登録に際しては、登録費として1チーム当り年一万円と審判用具費として四千円を納入しなければならない。
- 3 新規に登録する球団にあっては、前項の登録費のほかに新規加入費として1チーム当り五千円を納入するものとする。

(審判員の選出)

第十条 各球団は、少年部の審判員を一人以上選出しなければならない。但し、三チーム以上登録した場合は、審判員を二人以上選出しなければならない。この場合において選出された審判員は、原則として各球団のスタッフから外すこととする。

(大会)

第十一条 第三条の大会のルールについては全日本軟式野球連盟公認規則を適用し細部についてはそのつど定める。

- 2 大会の参加費は、別に理事会で定める。
- 3 年間を通して、優秀なる監督・選手等に賞を授与する。尚、選考基準は、別に理事会で定める。
- 4 市内の学校行事の関係で大会日程の変更を行う事が有る。(市外の学校行事は対象としない)

(チーム構成及び資格)

第十二条 前条の大会に参加する場合は、監督、コーチ等スタッフを4人以上必要とする。

- 2 選手は、市内在住の小学生とする。
- 3 市外選手の少年部への登録を認める。
 - 1) 他の少年野球団に登録している選手は認めない。
 - 2) 市外選手登録申請書を提出された小学生とする。
 - 3) 市外選手とは、刈谷市以外の学校の在校生をいう。但し刈谷のチームに在籍し市外に転居した選手は、特例として市内選手扱いとする。尚年間市外選手登録申請書及び大会選手登録表等に『特』を記載する。
- 4) 市外団に所属していた選手は、第十三条(選手の移籍・移動)の規約に

従う。

5) 1チーム5名まで大会登録を認める。

イ) 大会登録の有効期限は大会日程予定の予備日も含む。

ロ) 試合前に交わすメンバー交換用紙の背番号に『○』印を付ける。

6) 市外団に所属していた場合は必ず当該団に承諾を得る。

7) 入団時に市外団に所属していなかった場合でも市外団から移籍の要請があった場合は本人の意思を尊重する。

8) この規約は少年部の主催・主管事業において適用される。

4 チーム構成メンバーは、親の同意を得られ且つスポーツ傷害保険もしくはそれに準ずる障害保険に加入している者でなければならない。

5 事業遂行の際発生した事故、天災等については、一切責任を負わない。

(選手の移籍・移動)

第十三条 選手が他の団へ移籍する場合は、双方の了解を得た退団確認書及び移籍確認書を事務局に提出する。

理事会は、事務局よりの報告により審議する。

2 同一団の選手がチームを移動する場合は、大会毎の選手登録用紙によって行う。よって、登録後大会終了までは、いかなる場合でも移動は不可である。

3 市内・市外選手の移籍選手は、理事会審議了解後

1) A・B・J r チームは6か月後の大会登録より

2) オレンジチームは3か月後の試合より

出場可とする。

4 住居の移転による移籍(市内・市外問わず)は次回大会登録より出場可とする。

(罰則)

第十四条 次に掲げる事項に違反した場合は、理事会に諮り次回開催の大会の出場を停止することがある。

1) 正当な理由なくして、試合を棄権した場合。

2) 球団又はその球団に所属する父兄が、別に定める少年部の心得、その他グラウンドマナーに違反した場合。

3) 球団から選出された審判員が、審判員として別に定める審判部会の行う事業に対して非協力的であった場合。

(事務局)

第十五条 この少年部の事務局は、刈谷市東境町申塚43番地に置く。

(委任)

第十六条 この規約に定めのない事項は、部長又は理事会において決定する。

(改正)

第十七条 本規約の改正は、理事会及び総会の承認を得て行う。

付則 1. この規約は、昭和60年3月1日から施行する。

・
・

この規約は、平成26年3月2日から施行する。

この規約は、平成28年2月28日から施行する。

この規約は、平成30年2月25日から施行する。

少年部取り決め事項

- 1 開会式での開会宣言及び選手宣誓は、各球団代表一人の抽選で行なう。
- 2 ユニフォーム未着用者は、試合に参加できない。
- 3 喫煙は、必ず所定の場所でおこなう。(ベンチ内での喫煙は禁止)
- 4 危険なプレイを防止するため、バットの投げ捨て、無用なブロック及び危険なスライディングについては、1度目は警告、2度目からは退場させることがある。
- 5 大会役員、審判員は、原則としてベンチ入りを禁止する。ただし、止むを得ぬ場合は、制服を脱いで入ること。
- 6 ファールボールの処理については、1塁側は1塁ベンチ、3塁側は3塁ベンチで行なう。ネット前は攻撃側で処理し、次打者(攻撃側の場合)又は控え審判員(守備側の場合)へ渡す。
- 7 ダブルヘッターの時の休憩時間は、30分を目安とする。
但し、オレンジの試合については、ダブルヘッターを禁止する(ティーボールの試合は、除く)
- 8 監督の指示により無気力試合と思われる時は、理事会に諮りペナルティーを科すことがある。
- 9 選手の移籍について
 - (1) 球団に所属をしていた選手が退団する場合は、球団は速やかに退団確認書を事務局へ提出する。事務局はただちに登録を抹消する。
 - (2) 一度退団した者が、同じ球団へ再入団した場合、大会への登録は、その時点からできる。
 - (3) 受け入れ側の球団は、選手が入団履歴有りの時、前在籍していた球団に退団確認書を提出したか確認する。退団が確認できた時点で移籍確認書を事務局に提出する。
 - (4) 移籍として認められるのは、正当な理由により、以前在籍していた球団が移籍を快諾した時とする。しかし、虚偽の理由(野球以外の活動に移籍する等も含む)や、以前所属していた球団が納得しないで退団した選手が、他球団へ移籍する場合、大会への登録は、移籍確認書が事務局に提出された後、理事会で審議了解時点から1年間はできない。

(5) 各球団は、選手の入団時に、選手の移動についての説明を行う。

- 1 0 同一試合で、同一チーム内に同じ背番号をつけた選手が二人以上いた場合、正規な登録選手以外の他の選手は、その試合に出場できない。
- 1 1 打順間違いに対するアピールについては、スコアブックを記入しているチームの記録を優先する。
- 1 2 球団指導者は、攻守交代の時、選手の全力疾走を指導する。
- 1 3 フィールド内に出ている樹木等の取り扱いは、ネット、フェンス等と同等と見なし対処する。
- 1 4 『野手または捕手が飛球を捕らえるために、ダッグアウトの中に手をさし伸べたり、片足または両足を踏み込むことはさしつかえなく、捕球すれば、正規の捕球となってボールインプレイである』のルールは、適用せずベンチのステップをもってボール・デットとする。但し、公式球場の場合は、適用しない。
- 1 5 次の大会において、優勝及び準優勝したチームは、次回の大会において、ゾーンを分けて抽選を行う。

学童新人野球大会（前年度）	→	石田退三杯兼刈谷市選手権大会
石田退三杯兼刈谷市選手権大会	→	スポーツ少年団野球大会
スポーツ少年団野球大会	→	刈谷衣浦ライオンズ大会
刈谷衣浦ライオンズ大会	→	赤星憲弘旗軟式少年野球大会

なお、ゾーンは優勝チームが前位、準優勝チームを後位とする。
- 1 6 大会抽選会において、オレンジを除く全チームが参加する場合、1回戦は Jr チーム同士が対戦する様組み合わせする。Jr チームとは、4年生以下の選手で構成するチーム。
- 1 7 他球団との合同チームにて試合に参加を可能とするが、理事会の承認を必要とする。
 - (1) 3年生以上で8名以下の時。
 - (2) ユニホームは異なってもよい。
 - (3) 少年部代表として県大会等には出場できない。
 - (4) 合同チームは、団の合併で無いので、登録、登録費用はそれぞれ必要である。
- 1 8 連盟大会以外に参加した為、連盟大会を棄権した場合はペナルティーを課す。ただし下記の項目内容について、考慮する。

- (1) 連盟大会開会式への不参加は認めるが、代わりの選手を開会式に参加させること。
- (2) 大会初日において大会2日目に影響させない範囲でかつ対戦相手の了解が得られる時は、日程を変更させる事ができる。
- (3) この様な日程変更は、年に1度のみとする。
- (4) 上記の内容について、事前に理事会の承認を得ること。

なおペナルティーとして

- (1) チームは次回の大会への出場は出来ない。
- (2) 監督は、次の大会から2大会監督の登録とベンチ入りを認めない。
- (3) 球団は始末書を提出すること。

19 新春大会において、6年生が20名以上の場合、1団体2チーム（6年生が1チーム10名以上）を登録することが出来る。

20 法定伝染病（インフルエンザ等）に関する少年部の規定を以下とする。

- (1) 感染選手若しくは学級閉鎖が発令されたクラスに所属の選手は、大会に出場することを禁止する。
- (2) このことにより指導者の判断でチームとして成り立たないと申請があった場合は、通常の前延でなく棄権をしてもらうこともある。
- (3) 法定伝染病により棄権をした場合は、ペナルティーを課さないこととする。
- (4) 感染者多数により大会運営が困難と理事会で判断した場合、大会を中止することもある。
- (5) 球団の代表者は学級閉鎖が発令された時点で速やかに事務局へ報告すること。状況により、球団の代表者と理事会で話し合いの場を設けることもある。

少年部の心得

大会に参加するために

- 1 公認野球規則を理解し、これを遵守できるチームであること。
- 2 全て連盟に所属の理事、役員、指導者の協力によって運営される大会であるから積極的に大会運営に協力できるチームであること。
- 3 応援の父兄といえども本拠地に帰着するまで一切の飲酒を厳禁すると共に、試合場への選手の移送には万全の注意を払い安全を第一とすること。
- 4 スポーツ障害保険に加入していること。
- 5 少年野球にふさわしいマナーをもって大会に臨むこと。
- 6 チームの構成は、軟式野球連盟に登録済みの選手に限る。
- 7 相手選手へのヤジや愚弄する言動は、ベンチはもとより、応援団といえども厳禁する。又、自軍の選手といえども聞くに耐えない罵声や、大声でわめきたてる言動は、相手選手を萎縮させる恐れがあるので、禁止する。
(2) 審判員に対するヤジやグロウする言動及び観衆をあおる行為は、厳禁する。
(3) プレイの流れが中断するような声援は、慎まなければならない。
- 8 抽選会へは、定刻迄に必ず出席すること。定刻になっても到着しない場合は、大会参加料を徴収したうえで大会棄権扱いとすることもある。
- 9 タバコの吸殻、弁当、菓子類の紙クズ、ジュースの空缶など、ゴミ類は、必ず持ち帰りグラウンド及びその周囲を汚してはならない。
- 10 棄権する場合は、試合日の5日前の午後9時までに理事長及び事務局に連絡すること。

以上の点に反した場合、その大会への出場を停止させると共に、以後大会案内を送付しない場合もある。

試 合 要 項

- 1 試合規則は、公認野球規則を準用し、各グラウンドについては審判員の指示にしたがう。
- 2 大会使用球は、連盟公認球マルエスC号とする。
- 3 出場資格選手は、必ずスポーツ傷害保険に加入していること。
- 4 試合は、7イニングス制とする。但し、準々決勝戦までは1時間30分を超えて新しいイニングに入らないものとする。準決勝戦及び決勝戦は、2時間30分を超えて新しいイニングに入らないものとする。
- 4-2 新人戦（5年生以下の試合）は、準決勝戦までは1時間30分を超えて新しいイニングに入らないものとする。決勝戦は、2時間を超えて新しいイニングに入らないものとする。
- 4-3 少年部主管等による5年生以下の試合の場合、主催者と調整を行う。
- 5 コールドゲームについて、準決勝戦までは、3回以降15点、5回以降7点以上の差がついた場合は、コールドゲームとする。
但し、決勝戦は、5回以降15点以上の差で、コールドゲームとする。
- 6 同点の場合は、最長2回までのタイブレイクを、再度同点の場合は、抽選とする。決勝戦は、勝敗が決するまでタイブレイク方式で行う。（タイブレイクは連盟方式とする。）
 - ※ 特別ルール（タイブレイク）とは
継続打順とし、前回の最終打者を1塁走者とし2塁、3塁の走者は、順次前の打者として、無死満塁の状態にして1イニング行い得点の多いチームを勝ちとする。
尚、勝敗が決しない場合は、さらに継続打順でこれを繰り返す。
 - ※ 抽選
 - 1) 審判員及び試合終了時に出場していた両チームメンバーが、投手よりポジション順に終了挨拶の体系に整列する。
 - 2) ○印9枚、×印9枚を用意し、各々封筒に入れる。
 - 3) 球審が18枚の封筒を持ち、先攻チームより1枚ずつ交互に選ばせる。
 - 4) 二人の審判員が両チームの選んだ封筒を集め、それぞれ監督立会いのもとに同時に開封する。
 - 5) ○印の多い方を勝ちとする。
- 7 事前に指定してある試合開始予定時刻は、アクシデントのない限り遅くてもこの時間にプレイボールという指示であるから、前の試合進行状況により早く開始される場合がある。
- 8 対戦チームは、試合開始予定時刻の1時間前までにグラウンドに集合し、グラウンド担当役員に到着の報告を行うこと。但し、担当役員が居ない時は、審判員に報告すること。
- 9 両チームの主将による攻守の決定及び打順表の交換は、第1試合については

試合開始30分前に、第2試合以降については試合開始予定時刻1時間前に担当理事及び審判員立会いのもとで行う。

- 1 0 投手の投球イニング数の制限について以下のとおりとする。
 - (1) 1日7イニングまでとする。但し、投球イニングに端数が有る時は1イニングとカウントする。
 - (2) 延長戦は、7イニングを超えても投球を可とする。但し2試合目には、延長戦の投球数もカウントする。
 - (3) 大会初日の試合は、投球制限は行わない。(チームによって試合数が異なる為)但し、試合数が同じとなる時は、投手の投球イニング数の制限を適用する。
- 1 1 試合前のシートノックは、準決勝、決勝戦のみ行い、時間は5分以内とする。尚、大会運営の関係で時間を短縮したり、シートノックなしで試合を開始することもある。
- 1 2 ベンチは、抽選番号の若番を1塁側とする。
- 1 3 ベンチ入りできる選手は、20名に限らない。但し、試合に出場できるのは毎試合に提出するメンバー交換用紙に記載された選手20名に限る。
※各大会時の選手登録用紙を20名以上記載可能とする
監督・コーチ・選手は必ず背番号を付けたユニフォームを着用すること。
この場合、選手の背番号は、算用数字で0～27番までとし、主将は10番、監督は30番、コーチ1人の場合は29番、コーチ2人の場合は28番を原則とする。
コーチ3人以上の場合は順次31番からとする。
- 1 4 ベンチ入りできる指導者は、5名までとし、試合前に指定の【ベンチ入り指導者記入用紙】に、その氏名を用紙に記入して打順表とともに審判員に提出すること。
(一旦ベンチ入りした指導者は、試合終了時までベンチを出ないことを原則とする。)
- 1 5 ベンチ入りする指導者は、サングラスを禁止する。
偏光グラスを使用するものは、相手から目が確認できるものとする。
- 1 6 試合中、審判員の判定に対するアピールは、監督、主将又は当事者のみが行うことができる。
- 1 7 試合中の応援は、両ベンチ横に指定してある応援席で、個人攻撃をせず良いプレイには相手側選手でも拍手、声援を送ることを指導する。
又、自チームサイドの応援については、指導者は責任を持つこと。
- 1 8 ユニフォーム(背番号付)を着用した者以外は、シートノック以後、グラウンド内への立ち入、アピール、及び選手交替等の行為を禁止する。
- 1 9 シートノックをする者は、必ずユニフォームを着用する。補助ノッカーも同様とする。
- 2 0 ブルペン・キャッチャーは、ユニフォームを着用した指導者が行なうことができる。

2 1 捕手は、マスク（スロートガード付）、ヘルメット、プロテクター、レガード及びファールカップを、打者、走者及びベースコーチは、両耳付きヘルメットを、又投球練習時の捕手はマスクを、それぞれ必ず着用すること。着用していない者は、試合に参加できない。

これらの道具は、金属バットと共に J S B B 公認のものを使用すること。

2 2 金属スパイク（アルミポイントを含む）の使用を禁止する。

2 3 グラウンド内には、野球用具以外のものを持ち込んではない。

2 4 素振り用の鉄の棒、バットリングは使用してはない。

2 5 次打者は、必ず次打者席に入り、低い姿勢で待機する。

2 6 メガホンの使用は、監督のみとする。

2 7 雨天等による試合途中の中止については、七回戦の場合 5 回、五回戦の場合 3 回で正式試合とし、ノーゲームの場合は、再試合とする。

刈谷市軟式野球連盟少年部審判部会規約

(名称)

第一条 この会の名称は、刈谷市軟式野球連盟少年部審判部会（以下「審判部会」という）といい、『K J B U』の略称を用いる。

(組織)

第二条 この審判部会は、刈谷市軟式野球連盟少年部登録球団の中から選出された審判員及び『K J B U』所属の審判員をもって構成する。

2 K J B U所属審判員は、審判長以上の役員とし、登録球団から選出された審判員を兼ねる事も出来る。

(目的)

第三条 この審判部会は、会員相互の親睦と連絡を図るとともに、軟式野球を通して少年の健全な心身の発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 この審判部会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- 1) 刈谷市に於ける少年部の軟式野球（以下「少年野球」という）の円滑かつ能率的な運営に審判員として積極的に参加協力し、少年野球の発展に寄与すること。
- 2) 野球規則の普及徹底に関すること。
- 3) 少年野球の技術向上に関する指導研究を行うこと。
- 4) 会員相互の親睦を図るための必要な行事。

2 審判部会は、前項の事業遂行の際発生した事故、天災については一切責任を負わない。

(役員)

第五条 この審判部会に、次の役員を置く。

- | | | |
|----|-------|------|
| 1) | 顧問 | 若干名 |
| 2) | 審判部長 | 1名 |
| 3) | 副審判部長 | 若干名 |
| 4) | 審判長 | 1名 |
| 5) | 副審判長 | 若干名 |
| 6) | 技術部員 | 各班1名 |
| 7) | 会計監査 | 1名 |

(役員の仕事)

第六条 顧問は、審判部長・審判長の諮問により、助言をする。

- 2 審判部長は、軟式野球連盟への対応及び審判長の管理並びに必要な応じ助言する。
- 3 副審判部長は、審判部長を補佐する。
- 4 審判長は、この審判員を代表し、審判員を統括する。
- 5 副審判長は、審判長を補佐し、審判長に事故あるとき又は審判長が欠け

たときは、副審判長の中から互選された者が審判長の職務を代行する。

- 6 技術部員は、班の運営に関する事を、副審判長に替わり代行する。
- 7 会計監査は、審判部会の会計監査を行う。
- 8 役員は、必要に応じ各号に掲げる職務を担当する。
 - 1) 会計担当
 - 2) 公報書記担当
 - 3) 新人担当
 - 4) 開会式指導担当
 - 5) 技術指導担当
 - 6) 庶務担当

(役員任期及び任命)

第七条 審判部長及び審判副部長並びに審判長の任期は、一年とし毎年総会で決定し、少年部部長の承認を得る。(但し、再選を妨げないものとする。)

2 その他の役員は、審判長が任命し審判部長が承認する。

(会議)

第八条 この審判部会の会議は、総会、反省会、講習会及び役員会とする。

2 総会は、毎年度一回開催し、審判長がこれを招集する。但し、審判長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 反省会は、原則として少年野球の当日試合終了後に行う。

4 講習会は、実技講習を原則とし毎年春、秋に行い、ルール講習会は、審判長が必要と認めたときに開催する。

5 役員会は、審判長が必要と認めたときに開催する。

(会計)

第九条 審判部の会計は、審判料、審判部補助金、その他で運用する。

2 会計年度期間は、1月1日より12月31日の一年間とする。

3 会計監査結果は、審判部総会にて報告する。

(総会)

第十条 総会において行う事項は、次の各項に掲げる通りとする。

1) 審判部長及び審判長の改選に関する事。

2) 審判部会の運営に関する事。

3) 審判員の認定に関する事。

4) その他審判長が必要と認める事項。

(反省会及び講習会)

第十一条 会員は、反省会及び講習会に必ず参加し、審判員として技術向上に努めなければならない。

2 会員は、前項の規定する会での取り決め事項又は修得した知識を積極的に球団の指導者及び選手に指導を徹底しなければならない。

(審判員としての認定及び失格)

第十二条 審判員としての認定は、過去一年間の実績を勘案し総会に諮り、適確と認められたときは認定証を授与する。

2 次の各号に掲げる場合は、役員会に諮り、不適確と認めるときは、審判員の資格を失うものとする。

- 1) 球団又は本人からの辞退の申し出があった場合。
- 2) 審判部会での取り決め事項に違反した場合。
- 3) 審判部会の行う事業に対して非協力的であった場合。
- 4) その他審判員としてふさわしくない行為のあった場合

(賞罰)

第十三条 年間を通して審判部会の行う事業に参加した会員に対しては、優良審判員として刈谷市選手権大会の開会式において連盟表彰する事がある。

2 審判員として審判部会の事業に対して非協力的であった場合は、別に定める罰則を科す。

(委任)

第十四条 この規約に定めのない事項で軽易なものは、審判長又は役員会において処理し、重要な事項は、総会において決定する。

(雑則)

第十五条 会員は、審判部会の行う事業のうち少年野球の大会に審判員として参加する場合は、審判部会の指定した制服を着用しなければならない。尚、新人の審判員に対して、審判部会にて定めた金額を補助する。

(改正)

第十六条 本規約の改正は、審判部総会及び理事会の承認を得て行う。

- 付則 1. この規約は、昭和60年3月1日から施行する。
この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
この規約は、平成3年4月1日から施行する。
この規約は、平成4年3月1日から施行する。
この規約は、平成10年3月8日から施行する。
この規約は、平成14年3月3日から施行する。
この規約は、平成20年3月2日から施行する。
この規約は、平成22年3月7日から施行する。
この規約は、平成25年3月2日から施行する。

少年部審判部会親睦会規約

(組織)

第一条 この親睦会は、刈谷市軟式野球連盟少年部に所属する審判員をもって構成する。

(目的)

第二条 この親睦会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 この親睦会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1) 忘年会 (又は新年会及び記念行事)

2) 弔慰

3) 病氣見舞い

4) その他必要な事業

2 前項の事業の遂行にあたって弔慰及び病氣見舞いについては、次のとおりとする。

1) 弔慰	本人または配偶者の場合	10,000円
	親または子供の場合	5,000円
2) 病氣見舞い	試合中の疾病または負傷の場合	5,000円
	試合中以外の疾病または負傷の場合	3,000円
	配偶者が入院した場合	3,000円

(会費)

第四条 親睦会の事業を行うための会費は、一人年間2,000円とする。又、忘年会又は新年会等の出席者より約3,000円の会費を別に徴収する。

2 弔意関係の費用として、会長の判断において会員から別途徴収する事がある。

(役員)

第五条 親睦会に、次の役員を置く。

1) 会長 1人

2) 副会長 若干名

3) 会計 1人

(役員任期)

第六条 役員任期は1年とし、毎年審判部会の総会で決定する。但し、再選を妨げない。

(委任)

第七条 この規約に定めのない事項で、軽易なものは会長が処理し、重要な事項は、審判部の総会において処理する。

付則 1. この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
この規約は、平成3年4月1日から施行する。
この規約は、平成4年3月1日から施行する。
この規約は、平成9年3月1日から施行する。
この規約は、平成14年3月3日から施行する。
この規約は、平成20年3月2日から施行する。

審判員 10 ヶ条

- 1 試合中は、監督、コーチ、プレイヤーと私語を交わすな。
- 2 制服は常に清潔を保ち、正しく着用し、競技場では機敏な動作をとること。
- 3 ゲームのスピードアップに、努めること。
- 4 プレイの裁定は、早まるな！一呼吸おいてから行え。
- 5 たとえ裁定に誤りがあっても、埋め合せをしようとするな。
- 6 試合進行中は、ボールから目を離すな。
- 7 あらゆるプレイについて、最もよい位置をとれ。
- 8 走りながら、“アウト” “セーフ” の宣告をするな。
- 9 ルールブック、競技者必携は、常に携帯すること。
- 10 礼儀正しく、公平にして厳格であること。
- 11 時間厳守！

作 成 年 月	平成 2 8 年 3 月
作 成 者	刈谷市軟式野球連盟少年部
作 成 ソ フ ト	Microsoft Word (Word 2007)